

平成24年9月28日

1. 出席議員

1 番	中 村	一 堯	9 番	光 武	学	変更後8番
2 番	稻 富	雅 和	10 番	徳 村	博 紀	変更後9番
3 番	勝 屋	弘 貞	11 番	福 井	正	変更後10番
4 番	竹 下	勇	12 番	水 頭	喜 弘	変更後11番
5 番	角 田	一 美	13 番	橋 爪	敏	変更後12番
6 番	伊 東	茂	14 番	松 尾	征 子	
7 番	松 尾	勝 利	15 番	橋 川	宏 彰	変更後16番
8 番	松 本	末 治	16 番	中 西	裕 司	変更後13番

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	中 尾	悦 次
管 理 係 長	西 村	正 久

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	北	村	和	博
教	育長	江	島	秀	隆
総務部長兼総務課長		藤	田	洋	一郎
市民部長		迎		和	泉
産業部長		中	川		宏
建設環境部長		平	石	和	弘
会計管理者兼会計課長		中	村	博	之
企画課長兼選挙管理委員会事務局長		打	上	俊	雄
財政課長		寺	山	靖	久
市民課長		田	中	一	枝
市民課参事		有	森	弘	茂
税務課長		大	代	昌	浩
福祉事務所長		橋	村		勉
保険健康課長		栗	林	雅	彦
農林水産課長兼農業委員会事務局長		中	村	信	昭
農林水産課参事		橋	口		浩
商工観光課長		有	森	滋	樹
まちなみ建設課長		森	田		博
環境下水道課長		福	岡	俊	剛
水道課長		松	本	理	一郎
教育次長兼教育総務課長		中	島		剛
生涯学習課長兼中央公民館長		土	井	正	昭
同和対策課長兼生涯学習課参事		松	浦		勉
監査委員		植	松	治	彦

---

平成24年9月28日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議長の選挙
- 日程第2 副議長の選挙
- 日程第3 議席の変更
- 日程第4 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第5 議案第57号 鹿島市監査委員の選任について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 常任委員の変更
- 日程第7 議会運営委員の変更
- 日程第8 特別委員会委員の変更
- 日程第9 議案第38号 平成23年度鹿島市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第51号 平成23年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第52号 平成23年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第53号 平成23年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第54号 平成23年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第55号 平成23年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第56号 平成23年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について  
（大綱質疑、決算審査特別委員会付託、閉会中継続審査）

---

午前10時20分 開議

○副議長（橋川宏彰君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりに行います。

日程第1 議長選挙

○副議長（橋川宏彰君）

それでは、日程第1、去る9月13日、中西議長の辞職に伴う議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（橋川宏彰君）

ただいまの出席議員数は16名であります。投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（橋川宏彰君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（橋川宏彰君）

異状ないものと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

記入はお済みでしょうか。点呼を命じます。

〔氏名点呼・投票〕

○副議長（橋川宏彰君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋川宏彰君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（橋川宏彰君）

開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に松尾征子君、中西裕司君、橋爪敏君を指名いたします。よって、以上3名の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（橋川宏彰君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票16票、無効投票なし。

有効投票中

橋川宏彰君	8票
松本末治君	3票
松尾勝利君	2票
松尾征子君	1票
勝屋弘貞君	1票
白票	1票

であります。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、私、橋川宏彰が議長に当選となりました。

本席から会議規則第31条第2項の規定により、議長当選の告知をいたします。

**○議長（橋川宏彰君）**

一言議長就任の御挨拶を申し上げます。

ただいま議員皆様の御推挙により、鹿島市議会の議長に御選任をいただきました。まことに身に余る光栄であり、心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

もとより微力ではございますが、本市議会が引き続き市民の負託に応えることができるよう、円満な議会運営と鹿島市政のますますの発展のため、最善を尽くしてまいる所存でございます。

ここに議員皆様の一層の御支援と御指導を賜りますようお願い申し上げます。

また、樋口市長を初めとする執行部各位の御協力、御指導を心からお願い申し上げまして、就任の御挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

**○副議長（橋川宏彰君）**

以上をもちまして、議長の職務を全て終了いたしました。

皆様の御協力まことにありがとうございました。

**○議長（橋川宏彰君）**

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、副議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋川宏彰君）**

御異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加します。

暫時休憩します。10時40分から再開いたします。

**午前10時35分 休憩**

午前10時43分 再開

○議長（橋川宏彰君）

休憩前に引き続き再開いたします。

日程第2 副議長の選挙

○議長（橋川宏彰君）

それでは、日程第2. 副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（橋川宏彰君）

ただいまの出席議員数は16名であります。投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（橋川宏彰君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋川宏彰君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（橋川宏彰君）

異状ないものと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔氏名点呼・投票〕

○議長（橋川宏彰君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋川宏彰君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（橋川宏彰君）

開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に水頭喜弘君、福井正君、徳村博紀君を指名いたします。よって、以上3名の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（橋川宏彰君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票16票、無効投票なし。

有効投票中

松尾勝利君	13票
松本末治君	2票
白 票	1票

でございます。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、松尾勝利君が副議長に当選されました。ただいま当選されました松尾勝利君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

ただいま松尾勝利君から発言を求められておりますので、これを許します。

○副議長（松尾勝利君）

一言御挨拶を申し上げます。

このたび、議員皆様の御支持によりまして、副議長の要職に御選任賜り、身に余る光栄と深く感謝を申し上げる次第でございます。

もとより微力ではございますが、議長の補佐役として、円満なる議会運営のために一生懸命努力をいたす所存でございます。

今後とも、議員皆様方の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げ、まことに簡単でございますが、就任の御挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（橋川宏彰君）

暫時休憩いたします。11時10分から再開いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時9分 再開

○議長（橋川宏彰君）

再開します。

日程第3 議席の変更

○議長（橋川宏彰君）

それでは、日程第3. 議席の変更を行います。

議席は会議規則第3条第3項の規定により、議長において変更いたします。変更議員の議席番号を事務局長に朗読させます。谷口事務局長。

**○議会事務局長（谷口秀男君）**

変更分のみ申し上げます。松本末治議員が7番、光武学議員8番、徳村博紀議員9番、福井正議員10番、水頭喜弘議員11番、橋爪敏議員12番、中西裕司議員13番、松尾征子議員は14番、そのままでございます。松尾勝利議員15番、橋川宏彰議員16番に変更いたします。

以上でございます。

**○議長（橋川宏彰君）**

暫時休憩します。

午前11時10分 休憩

午後1時30分 再開

**○議長（橋川宏彰君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷口事務局長。

**○議会事務局長（谷口秀男君）**

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案1件の追加提案がありました。議案番号、議案名はお手元に配付いたしております議案書（その3）のとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

**日程第4 議案の追加上程（市長の提案理由説明）**

**○議長（橋川宏彰君）**

次に、日程第4、議案の追加上程であります。議案第57号を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

**○市長（樋口久俊君）**

まず、思いがけないことで議長、副議長の交代ということになりました。新任の議長、副議長におかれてはお祝いを申し上げますとともに、それぞれ鹿島市のため、鹿島市民のために御精励いただくことをお願いするものでございます。

さて、本定例会に提案をいたしておりました議案につきましては、その多くについて御決いただき、また、残されているものにつきましても、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案をいたします議案は、人事案件1件でございます。

それでは、議案第57号 鹿島市監査委員の選任について申し上げます。

議員のうちから選任いたしておりました監査委員水頭喜弘さんが24年9月18日をもって辞職をされました。つきましては、その後任者として徳村博紀さんを選任したいので、地方自

治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、追加提案をいたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

#### 日程第5 議案第57号

##### ○議長（橋川宏彰君）

次に、日程第5．議案第57号 鹿島市監査委員の選任についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（橋川宏彰君）

御異議ないものと認め、説明を省略いたします。

地方自治法第117条の規定により、徳村博紀君の退席を求めます。

〔徳村博紀君退場〕

##### ○議長（橋川宏彰君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（橋川宏彰君）

質疑を終わります。

討論に入ります。中西裕司君。

##### ○13番（中西裕司君）

私は今回の本件については反対の討論をいたします。

今回、対象者であります議会の推薦である議員でございますが、私は個人的には大きな恨みありませんし、日ごろから友好的におつき合いをさせてもらっている方ではありますが、9月7日の、いわゆる市長に対しての監査委員の罷免の問題がございまして、お願い書が出ておることは皆さん承知のことです。これは新聞報道にも出ました。その中の9人の中の一人に今回の推薦人がおられるというようなことでございます。私としては、やはりお願い書一つにしても、あるいは罷免権の問題にしても、議会の推薦であるから、まず議会のほうにお話があってしかるべきだなというふうに思っておるわけでありまして、その後、今回みたいに市長が議会の推薦を受けて任命をするというのがルールであろうと思っております。実際9名の方はそのようにして手続的にも従来の手続を踏んでいないという意味でございまして、どうしても9人の一人として公平性、あるいは中立性、監査役の仕事としてふさわしく——ちょっと疑問があるというふうに私は思っておるわけでありまして、やはり職務上知り得たことを漏えいするというようなことも監査役としては当然あってはならないわけですが、そういうことも含めて監査役としての職務を全うするためには少しいかがなものか

というふうに私は思うわけであります。

よって、せっかくの市長の任命の提案でございますけれども、先ほど議会の推薦のときにもさまざまな意見が出たのも議員の皆さんも御承知のとおりであります。そのようなことで私は今回の件については、市長の任命権を侵すつもりはありませんが、まだまだ議会の中でも十分な議論ができなかったという反省を含めて、私は反対をしたいと思います。

○議長（橋川宏彰君）

福井正君。

○10番（福井 正君）

10番福井正でございます。私は賛成の立場で討論をいたします。

先ほど中西議員から、議会に対して何もなかったということがございましたけれども、監査役の任命権者は市長でございます。市長に対して申し入れをするというのは当然のことではないでしょうか。そういう意味もあります。

もう1つ、徳村議員自身は、ちゃんと今まで約10年間、議員としての仕事を全うしてまいりました。監査役としての能力も十分あると私は判断いたしております。よって、賛成の討論といたします。

○議長（橋川宏彰君）

ほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋川宏彰君）

討論を終わります。

採決します。議案第57号 鹿島市監査委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋川宏彰君）

起立多数であります。よって、議案第57号は徳村博紀君を鹿島市監査委員に選任することに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

〔徳村博紀君入場〕

○議長（橋川宏彰君）

この後、全員協議会を開催しますので、全員協議会室にお入りください。

暫時休憩いたします。

午後1時38分 休憩

午後2時 再開

○議長（橋川宏彰君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6の案件は該当がありませんので、削除することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋川宏彰君）

御異議なしと認めます。よって、日程第6の案件は削除することに決しました。

#### 日程第7 議会運営委員の変更

○議長（橋川宏彰君）

次に、日程第7. 議会運営委員の変更を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第2項により光武学君と角田一美君を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋川宏彰君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました光武学君と角田一美君を議会運営委員に選任することに決しました。

ただいまから議会運営委員会を第1委員会室で行ってください。

暫時休憩します。

午後2時1分 休憩

午後2時11分 再開

○議長（橋川宏彰君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、報告いたします。議会運営委員会の委員長と副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長、伊東茂君、副委員長、光武学君、以上のとおり決定いたしました。

#### 日程第8 特別委員会委員の変更

○議長（橋川宏彰君）

次に、日程第8. まちなか活性化特別委員の変更を行います。

お諮りいたします。現在設置されています特別委員会の委員に委員会条例第8条第2項の規定により中西裕司君を特別委員会委員に指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋川宏彰君）

御異議ないものと認めます。よって、中西裕司君をまちなか活性化特別委員会の委員に選任することに決しました。

ただいまからまちなか活性化特別委員会を第1委員会室で行ってください。

暫時休憩します。

午後 2 時 12 分 休憩

午後 2 時 21 分 再開

○議長（橋川宏彰君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、報告いたします。まちなか活性化特別委員会の委員長の互選の結果を御報告いたします。

委員長、松尾征子君、以上のとおり決定いたしました。

日程第 9 議案第 38 号

○議長（橋川宏彰君）

次に、日程第 9. 議案第 38 号 平成 23 年度鹿島市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての審議に入ります。

去る 9 月 13 日の本会議において、剰余金の処分及び決算認定審査特別委員会を設置し、これに付託されました議案第 38 号 平成 23 年度鹿島市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、剰余金の処分及び決算認定審査特別委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

---

平成 24 年 9 月 19 日

鹿島市議会

副議長 橋 川 宏 彰 様

剰余金の処分及び決算認定審査特別委員会

委員長 橋 爪 敏

剰余金の処分及び決算認定審査特別委員会審査報告書

平成 24 年 9 月 13 日の本会議において付託されました、議案第 38 号「平成 23 年度鹿島市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」は、9 月 18 日に現地調査を行い、19 日に委員会を開き、審査の結果、提案のとおり可決し、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、会議規則第 98 条の規定により報告します。

---

委員会の審査経過及び結果について委員長報告を求めます。剰余金の処分及び決算認定審査特別委員長橋爪敏君。

○剰余金の処分及び決算認定審査特別委員長（橋爪 敏君）

皆さんこんにちは。決算審査特別委員長の報告を申し上げます。

去る 9 月 13 日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 38 号 平成 23 年度鹿島市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については、9 月 18 日、浅浦水源地ポンプ取りか

え工事、水道庁舎監視装置更新工事の説明を受け、現地調査を行いました。

9月19日には、決算書の概要、議案第38号 剰余金の処分及び決算認定について慎重に審査を行いましたので、その経過及び結果について御報告を申し上げます。

まず、植松代表監査委員より、決算審査の意見書に基づく監査報告があり、審査の方法、結果について、事業の概要や予算及び決算、経営成績、財政状況の説明がありました。

むすびとして、

平成23年度鹿島市水道事業会計決算については、財政状況や経営成績等から見て、公共の福祉増進と経済性を目指した経営がなされているものと判断した。

収益的収支について、平成23年度の水道事業会計は平成22年度の純利益を1,047,210円上回る102,430,123円の純利益となった。

平成23年度の純利益が増加した主な要因は、平成22年度と比較して有収水量が低下し給水収益は減少したものの、退職給与金や企業債利息などの費用が減少したことによるものである。

有収水量は平成22年度に増加に転じていたが、平成23年度においては平成22年度当時のノリ養殖や工場での一時的な利用などの増加要因がなく、再び減少に転じ過去5年間で最低となった。

退職給与金は平成22年度の14,300千円から2,000千円に大幅に減少している。これは退職者数の減と退職者が水道事業に従事した期間が短かったためであるが、退職者の増減が決算に大きく影響しないように、一定金額を積み立てるような方策を取り入れることも考慮する価値があるのではないと思われる。

また、次年度以降、大規模な設備投資による企業債借入れがなければ借入金額や利息も減少するので、今後も有収水量の減少傾向がある程度続いても、給水収益の減少を補うことになって、純利益はそれほど減少しないことも想定される。

しかしながら、これからも有収水量の大幅な増加を望むことは簡単ではないと思われるし、今後大規模な設備投資による借入れが必要となる場面もあり得ることを考えれば、より一層の歳出削減と水道料金の収納率向上に努めるとともに、有収率を保つていくための施設の保全などへの取り組みが一層重要になると考えられる。

次に、平成23年度の資本的収支については251,738,293円の歳入不足となったが、これは資本的支出に見合う安定した資本的収入がないことによる構造的なものである。そのため企業債の償還や工事等の費用に充てる財源として、企業債の借入れ、減価償却費や固定資産除却費として内部留保した損益勘定留保資金及び減債積立金の取り崩し等により資金不足が補われている。

建設改良費では、機械・電気・計装設備等更新事業で平成22年度に引き続き水道庁舎監視装置及び水源地ポンプ設備の更新がなされ、工事についても、その費用を抑制する

ために布設替工事は道路改良工事や下水道工事とあわせて実施されている。

しかしながら、平成23年度に布設がえされた送配水管延長距離は約0.7キロメートルで総延長距離215.9キロメートルのうち0.3%程度であり、この割合でいけば送配水管や水道施設が更新されるには相当の年月を要する勘定になる。

現在、企業債償還金は年額約240,000千円あり、このままいけば平成28年度の約280,000千円まで増加していくことを考えれば、今後十分な設備投資を行うことは困難を伴うことが予想されるものの、送配水管を塩ビ管から铸铁管へとできるだけ切りかえていくことも計画的に取り組んでいく必要があるのではないかと思われる。

収支については、節水意識の高まりや節水機器の普及等により使用水量の大幅な伸びが期待できないことに加え、老朽施設の更新・耐震化などに多額の資金が必要であり、これからも厳しい状況が続いていくものと予想せざるを得ない。

しかしながら、今後とも事業の総点検を行い、まずは経費の節減と収益の確保に努め、より一層合理的、効率的な経営に努力してほしい。そのことにより今後とも、安全で良質な水を安定供給することにより、市民生活の向上と福祉の増進に寄与していただくよう要望するとの報告がありました。

次に、委員会審査における質疑の主なものについて、以下、概要を申し上げます。

質問 販売収益は年々増加をしている。損益計算書を見ても、収益は最終的には出ている。

給水原価と販売収益の差が出てくることを考えると、今の水道料金を下げていく方策も検討すべきではないか。

答弁 企業債の借入れ状況が本年度末の残高、まだ33億円返さねばならない。中木庭ダム建設に伴う仮勘定が三十五、六億円ある。1年の純利益が50千円、仮勘定は55年返さねばならないので、下げるより、場合によっては上げることが計算上は出てくる可能性がある。

質問 監視装置更新工事、テレメーター工事に18,000千円、21年度にも16,000千円かかっている。防災センターに上下水道も要するという答弁があった。テレメーターを移設するとどれくらいの費用が考えられるのか。

答弁 建設自体の形も決まっていない状況で、まだ積算していないので、わからない。

質問 ダムの使用权取得に2,946,000千円、これに係る建設補助金は。

答弁 1,401,110,808円が国庫補助金である。

質問 本勘定に切りかえる26年度から費用として30,000千円程度新たにふえるのか。

答弁 本勘定に移した場合は、およそ30,000千円の費用がかかる。

質問 市の水道の受水区域内にある簡易水道の数は。また、今後、上水道に接続する計画は。

答弁 簡易水道組合が19組合、小規模水道組合が3組合、計22組合である。ほとんどが今、

給水が不足をしていないので、上水道に加入する意思はないと考えている。

質問 漏水調査の結果は。

答弁 四十四、五件ぐらいの漏水箇所が発見されている。

質問 浅浦水源地の取水ポンプ取りかえ工事で平成16年に設置したものを今回取りかえるのか。その要因は。

答弁 推測であるが、水源地から山のほうにタンクを浅浦の場合は上げている。浅浦のポンプの口径が小さく、馬力が小さいので、無理がきているのではないかと。前回設置したポンプを引き揚げたら、ほかのポンプ交換をする場所と比較して、ポンプにさびがちょっと多かった。このことが原因で抵抗値が下がり、交換に至ったと推測される。

質問 水道管布設替工事は道路の改良工事、あるいは下水道工事がされているときに一緒に工事したほうが経費が少なくなると思うが、お互いの打ち合わせでやっているのか。

答弁 1年の計画を立てる中で、下水道課の来年度の工事を新年度予算をつくる前に実施計画をつくる。布設替が必要なところは計上している。

質問 水道課は職員9名体制を今後ともとるのか。人員削減するのか。

答弁 水道課は4年ぐらい前に1名を減じた。毎年業務量に、事業に応じた職員配置を心がけている。25年度以降は総務課と水道課のほうで調整した人員配置を決めていきたい。

質問 水道工事は水道施設工事業、あるいは管工事業、水道施設は2つの業種、あるいは土木一式工事も入るかもしれない。それに伴って、経営事項審査を受けねばならない完成工事高、経営内容、技術者数、専門的な機械設備があるかどうかで点数となる。点数によって経営事項の審査があり、ランクづけされる。管工事の経営事項の審査と水道施設の経営事項の審査と両方受ける。鹿島市の水道施設工事は両方ともあればいいのか、どちらかあればいいのか。

答弁 まず、水道施設工事を発注する場合に、新たな水道施設工事における指名基準ということで、第1条件として、建設業法に基づく水道施設業者の許可を有するもの、水道施設工事業業者として市の指定を受けたものということを追加し、水道施設の指名基準ということで行っている。ランクはA級からC級というのが本市の場合は県の等級を準用している。D級の場合は級外で、D級は許可業者として登録をしている。

質問 市の水道施設の清掃、草取りはどのようにしているのか。

答弁 水道施設として水源地が12カ所、配水池が10カ所ある。それらの施設のうち敷地面積が広いところはシルバーに委託をし、除草作業等を年2回ほど委託している。規模が小さいということで民家に隣接したところは職員が直接除草作業を行っている。

質問 大木庭にある浄水場用地の面積と契約はどうなっているのか。

答弁 浄水場用地の面積は2万7,577.28平方メートルとなっており、鹿島実高が使用して

いるグラウンドは県との行政財産使用料ということで年間240千円で5年契約となっている。大木庭区とは浄水場用地の清掃及び除草作業ということで年間80千円で契約をしている。

質問 嬉野市平山地区に給水していたが、嬉野市が給水することになり、37戸の給水が減った。これによってどのような変化が起きるのか。

答弁 今後12月までのうちに切りかえ作業が終わって、1月から給水を鹿島市から嬉野市に切りかえるという予定。その切りかえで年間2,000千円の給水収益が減少する。

質問 水道料金の基準は、基本料金が2カ月につき10立方メートルまで2,100円、11立方メートルから20立方メートルまで3,360円、超過料金が21から50立方メートルまで210円、51立方メートル以上は252円となっている。基準の水量を使わなくても最低の料金を払うことが多々ある。少し細かく規定を変えて、料金を引き下げることができないのか。

答弁 作業をしている高齢者、2人世帯、少量の家庭の調査をしている。社会福祉協議会に調査依頼した結果、1人世帯が825世帯、2人世帯が778世帯、合計の1,613世帯という数字がわかった。2人世帯788世帯について、成人1人当たり使用水量を1日当たり200リットルとしたときに、2人世帯の使用料は200リットル掛けるの2人掛けるの2カ月で60日とした場合に24立方メートルとなる。節約したとして考えても5立方メートル以下はちょっと考えられない。仮に高齢者を対象に軽減策を行うことを決定すれば、処理水道システムの改善、職員の増が必要である。5立方メートル以下での1人世帯が少なかったことを考慮し、6トンから10トン、11トン以上の使用者まで軽減範囲を広げることは水道課での対応は困難であり、水道料金の値下げは考えていない。

以上、本委員会に付託されました議案第38号 平成23年度鹿島市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については、質疑終了後、討論、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定することに決せられました。

以上をもちまして、決算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（橋川宏彰君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋川宏彰君）

質疑を終わります。

討論に入ります。13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

先ほどの委員長報告に討論を行いましたということで、賛成全員だということでございま

したが、私はその際に附帯意見ということで申しておりますので、お許しをいただきたいと思ひます。

今回の水道の議案につきましては、私は賛成の立場でございます。企業会計の速やかな一般的な経営上の問題も数字もクリアされておりますし、あるいは利用者である市民へのサービスも行き届いておるようであります。また、緊急時の災害時を初めとした危機管理についても、地元の業者との委託契約を結ぶ中で協力を得られておられるということで、取り立てて大きな問題点はなかつたろうというふうに理解をしております。

そこで、私は附帯意見と申しましたけれども、1つは、今回、剰余金の処分及び決算認定についてということでございます。これが議案として一本化されておるのが私にとってはちょっと疑問でございますので、御指摘を申し上げたいと思ひます。

今回、公営企業法の改正に基づいて、利益処分の、剰余金の処分というものがある一つの議案として議会の議決を経なさいということでございます。いわゆる利益処分は今まで限定的に考えられておりましたが、逆に今、利益処分は自由にできるということになっておりますので、そのチェックをするという意味では議会の議決を経なさいということでありまふ。これが原則だろうというふうに思っておるところです。

それともう1つは、決算の認定という認定の業務ですけれども、これは例えば、否決をした場合も認定は認定の効果が出てまいります。実際、私から考えれば、この性格の異なる2つの議案が1つとして今回提案され、議論をされているということについて、これはいろいろな調べをされた結果、今回こういう形になったということでございますが、将来にわたっては、これは規模が小さいからこういう形で済まそうということでもいいかもしれませんが、私はやはり議会の議決というものの重みを感じてほしいというふうに思っておるところです。幾ら小さい議案についても議会の議決が必要ですよということであれば、やはり利益処分の案を一つ、そして、決算認定が一つという形で分離をして議会に提案するべきものと私は理解するものであります。最終的には条例化をするという方法も私は考えておりますが、これは将来の取り扱いについて執行部に御提言を申し上げて、附帯意見として一つは申し上げたいというふうに思っております。

もう1つは、9月7日に9名により提出をされております鹿島市監査委員罷免のお願いについてという文書が市長宛てに出ておりますが、これは議会選出の監査役であります。その際の文書の中に、いわゆる9月議会というのはいろんな法案とか、あるいは補正予算とか、市民の生活に直結するものが議案としてありました。ただ、その際、決算の審査について提案されても審議することはできませんというような文章もあるようであります。いわゆる審議拒否であります。我々地方自治においては、これだけの小さい自治体で予算をやりくりする中で議会が審議拒否をするということについては、私はあつてはならないことというふうに思っておるわけですから。そういう意味で、今回、こういうことがあつてはならないというこ

とを申しまして、賛成討論にかえたいと思います。

なお、先ほど手続の問題でありましたが、今回もそうですが、議会の提案を受けて、推薦を受けて市長は任命をされておりますので、やはり議会が推薦する場合の責任は大きいものだというふうに改めて感じております。

以上、附帯意見を2点申しましたが、これをつけて賛成討論にかえたいと思います。

○議長（橋川宏彰君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋川宏彰君）

討論を終わります。

採決します。議案第38号 平成23年度鹿島市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、委員長の報告は可決及び認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋川宏彰君）

起立全員であります。よって、議案第38号は提案のとおり可決し、原案のとおり認定されました。

#### 日程第10 議案第51号～議案第56号

○議長（橋川宏彰君）

次に、日程第10、議案第51号 平成23年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第52号 平成23年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第53号 平成23年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第54号 平成23年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第55号 平成23年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第56号 平成23年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定についての6議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。中村会計管理者。

○会計管理者（中村博之君）

議案第51号から議案第56号までの平成23年度鹿島市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の概要につきまして、別冊の平成23年度鹿島市歳入歳出決算書により御説明申し上げます。

なお、各会計の概要につきましては、決算書の附属書類であります主要施策の成果説明書、それに監査委員から提出していただいております決算審査意見書に事業の成果、決算の分析について掲げてあります。また、先日の提案理由説明の際、市長からも詳細に説明がっておりますので、なるべく重複しないように御説明申し上げます。

初めに、一般会計です。説明の都合上、ページが前後することをお許しいただきたいと思  
います。

それでは、決算書の3ページをお開きください。

一番下の行になります歳入合計ですが、平成23年度当初予算額は12,005,000千円でありまし  
た。その後、8回補正を行いまして、最終的には予算現額にありますように13,294,444千円と  
なっており、22年度と比較し、約60,000千円少なくなっております。調定額は13,689,744,281  
円、収入済額は12,870,644,412円、予算対比で96.8%、調定額に対する収入割合は94.0%と  
なります。また、不納欠損額は53,019,113円、収入未済額は766,080,756円であります。

21ページをお開きください。

それでは、主な款について説明をいたします。

1 款．市税の収入状況ですが、収入済額は2,926,121,282円で、前年度と比較し、約2,150  
千円増加しており、歳入総額に占める割合は22.7%となっております。不納欠損額は52,154,837  
円、収入未済額は294,565,598円で、両方とも前年度より減少をしております。

1 項 1 目．個人市民税では、1 節．現年課税分の収入済額が911,896,905円で、前年度よ  
り若干であります減っております。これは所得の種類のうち、大半を占めます給与所得が  
前年度に引き続き低迷をしていることによるものであります。また、収入未済額は845件の  
25,945,395円であります。

2 節．滞納繰越分の収入済額は12,975,779円です。不納欠損額は228件の20,339,258円  
です。前年度が約6,400千円でしたので、約14,000千円ふえております。これは高額滞納者  
が死亡したことによる影響であります。収入未済額は1,840件の73,859,756円あります。

1 項 2 目．法人市民税は現年課税分の収入済額が181,140,700円で、前年度より約36,000  
千円と大幅に減少しております。減額の主な要因としましては、地元の多額納税企業の大幅  
な減収等によるもので、これを除けば、ほぼ横ばいという状況であります。不納欠損額は前  
年度同様ゼロですが、収入未済額は前年度のゼロから今回3件の150千円となっております。

2 節の滞納繰越分は、収入済額が97,400円、不納欠損額はゼロで、収入未済額は1 法人 2  
件の260千円となっております。

2 項 1 目．固定資産税は、1 節．現年課税分の収入済額が1,475,868,439円です。不納欠  
損額は2件の37,100円です。収入未済額が832件で41,995,261円と、前年度に比べて約8,300  
千円の減となっております。

2 節の滞納繰越分は、収入済額は26,337,523円、不納欠損額は327件で30,941,079円、収  
入未済額は1,994件で143,919,086円となっております。

3 項 1 目．軽自動車税は、1 節．現年課税分の収入済額が77,516,400円、不納欠損額は前  
年度同様ゼロで、収入未済額は477件の3,145,900円となっております。

22ページをお開きください。

2 節. 滞納繰越分の収入済額は1,867,200円、不納欠損額は136件の837,400円、収入未済額は856件で5,290,200円となっております。これらの市税につきましては、依然として続く景気の低迷による収入の伸び悩みや、解消できない負債等が家計や事業経営を圧迫して市税の納付に至っていないというのが現状であります。

4 項. 市たばこ税ですが、収入済額は229,829,786円と、前年度に比べて約38,000千円と大きくふえております。これはたばこの売り渡し本数は前年度と比較して減少しておりますけれども、一昨年のたばこの販売価格の引き上げがありましたので、それによる増であります。

次が、24ページをお開きください。

9 款. 地方交付税です。当初予算額が40億円、補正額が361,022千円、調定額及び収入済額ともに4,361,022千円で、歳入総額に占める割合は33.9%になります。これは前年度に比べて約41,000千円減っております。これは交付税算定で使用しました国勢調査の人口が23年度からは平成22年の国勢調査の人口を使用しております。その前は平成17年の国勢調査の人口でして、そのときより1,400人近く減っているというのが要因であります。

同じく24ページ、11款. 分担金及び負担金では、収入済額320,896,156円であります。

26ページになりますが、2 項 1 目 3 節の児童福祉費負担金の不納欠損額は672千円で8件となっております。収入未済額は20,787,030円で、件数は198件であります。これらはいずれも保育所運営費保護者負担金、つまり保育料であります。前年度と比較しまして、不納欠損額は減り、収入未済額はふえておりますけれども、いずれも生活困窮によるものが主な理由となっております。

2 目の農林水産業費負担金、これは国営多良岳開拓建設事業受益者負担金で、不納欠損額はありますが、収入未済額は3,683,901円、件数で33件となっております。

同じく26ページで、12款. 使用料及び手数料では、収入済額は165,693,471円あります。27ページをごらんください。

1 項. 使用料、3 目. 農林水産使用料、2 節. 水産業使用料では、漁港用地占用使用料の不納欠損が1件で186,716円あります。これは破産免責の許可決定により債権が無効になったものであります。

次は、28ページをごらんください。

5 目の土木使用料、1 節. 道路橋りょう使用料では、不納欠損額は道路占用使用料1件、公有水面使用料2件の計5,560千円です。また、収入未済額は道路占用使用料5件、公有水面使用料3件の計8件で196,600円で、前年度とほぼ変わっておりません。これらはいずれも事業不振による生活困窮とか倒産によるものであります。

3 節. 住宅使用料の収入未済額は59人の16,809,268円で、前年度より約1,500千円ぐらいふえておりますけれども、長期失業による生活困窮などであります。

29ページの下のほうになります13款。国庫支出金は、収入済額が1,551,047,633円で、歳入総額に占める割合は12.1%、前年度より約96,300千円減っております。

その中で1項。国庫負担金の収入済額は1,329,003,411円、対前年度比、約67,100千円ふえております。

特に30ページの1目。民生費国庫負担金、2節。児童福祉費国庫負担金の収入済額が881,388,715円、前年度に比べ、約63,700千円ふえており、主には子ども手当の増によるものであります。

同じく30ページの2項。国庫補助金は、収入済額212,670,472円で、前年度比、約161,300千円の減であります。これの主なもの31ページの一番下の行になります4目2節。小学校費国庫補助金の収入済額が平成22年度は約150,000千円ありましたが、平成23年度は1,554千円と100分の1になっておりまして、これは前は鹿島小学校の北校舎改築工事が21、22年度あったためであります。

32ページになります。

14款。県支出金は、収入済額1,348,158,475円で、歳入に占める割合は10.5%、前年度に比べますと、約63,300千円の増となっております。

34ページで主なものは、3節の児童福祉費県補助金の延長保育事業補助金がほぼ倍になったこと、それから36ページ、5目。商工費県補助金で緊急雇用創出基金事業補助金が前年度より約20,000千円ふえております。それに6目。土木費県補助金の中で、新しく佐賀県住宅リフォーム助成事業補助金の制度が設けられたことであります。

38ページの下の方から40ページにかけては、15款の財産収入ですが、39ページの2項。財産売払収入、1目。不動産売払収入、1節。土地建物売払収入は、収入済額1,010,620円で、これは市有地の売却等によるもので192平米、件数では4件になります。

次、40ページになりますが、16款の寄附金、収入済額5,250,413です。1目1節。総務管理費寄附金の中で、ふるさと人材育成支援事業寄附金3,000千円、これは小学校の図書購入への指定寄附であります。

同じく40ページをごらんください。

17款。繰入金です。補正で161,319千円を減額し、調定額、収入済額ともに301,631,460円となっております。22年度より約167,500千円ふえておりますが、前年度なくて、23年度に上がっているものとしまして財政調整基金繰入金、それから公共施設建設基金繰入金、そして住民生活に光をそそぐ基金繰入金があります。

次は、43ページになります。

19款。諸収入では、収入済額394,856,630円です。収入未済額は12,159,971円となっております。

45ページの下の方ですけれども、全額が5項6目4節の雑入であります。この中身は福

社関係の過年度返還金であります。

次、47ページです。

20款．市債、収入済額596,709千円で、歳入に占める割合が4.6%、前年度からすれば約530,000千円減っております。

その要因は48ページをごらんください。1つ目が、1目1節の農業債ですが、平成22年度で県営広域営農団地農道整備事業債、いわゆる多良岳オレンジ海道が完成したこと。2つ目が、3目1節の小学校債で、国庫補助金のところでも説明しましたが、鹿島小学校の北校舎の改築が21、22年度とあったこと。3つ目が、5目の臨時財政対策債の額そのものが減っていることであります。

以上が歳入に関して重立ったところの説明であります。

6ページに戻っていただきまして、続いて、歳出について申し上げます。

一番下の行の歳出合計の欄です。予算現額13,294,444千円、支出済額12,449,805,730円で、執行率は93.6%です。翌年度繰越額572,935,300円は、6月定例会で報告がっておりますが、肥前鹿島駅及び駅前整備事業を初め、8事業に係る分であります。不用額は271,702,970円となっております。

以上、欄外にありますように、歳入歳出差引残額420,838,682円から翌年度に繰越すべき財源155,059,300円を差し引いた実質収支額は265,779,382円となりました。この実質収支額につきましては、198ページの実質収支に関する調書を御参照ください。

それでは、各費目の中で補正額や不用額の大きいもの、あるいは特徴的なものについて説明をいたします。

まず、50ページをお開きください。

50ページ、1款．議会費3,331千円を減額補正しまして、繰越額22,000千円で、予算現額207,693千円、支出済額201,672,687円、不用額6,020,313円、執行率が97.1%、構成比は1.6%です。繰越事業で実施しました議場の音響システム改修工事、これが8月で完成して、9月定例会から新しい音響設備でスタートをしました。

それから、地方議会議員年金制度廃止に伴いまして、議員共済負担金がありますが、この費用は地方財政計画に計上され、普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

51ページをごらんください。

2款．総務費、451,414千円を補正し、繰越額2,300千円などで、予算現額1,945,522千円、支出済額1,822,939,191円、継続費通次繰越額300円、繰越明許費87,000千円、不用額35,582,509円、執行率93.7%、構成比は14.6%です。

補正の主な内容は、財産管理費で財政調整基金と公共施設建設基金への積み立て、それから鹿島駅ホームかさ上げ追加工事に伴う補助金の追加等であります。

不用額の主なものは、1項．総務管理費、4目．財産管理費、25節．積立金や、12目の情

報システム管理費のリース料や委託料、それに2項2目、賦課徴収費等であります。

次に、68ページです。

68ページ、3款、民生費287,137千円を補正して、繰越額629千円などで、予算現額は4,764,556千円、支出済額4,523,835,154円、繰越明許費131,445千円、不用額109,275,846円、執行率が94.9%、構成比は36.3%です。

補正につきましては、9月定例会で計上しました保育所整備事業や12月定例会で計上しました障害者施設給付事業や保育所運営事業等であります。逆に減額の補正の主なものが子ども手当であります。

不用額では一番大きいのが扶助費であります。

次、84ページをごらんください。

4款、衛生費15,382千円を減額補正して、予算現額が791,558千円、支出済額770,025,158円、不用額は21,532,842円、執行率が97.3%、構成比は6.2%です。

減額補正の主な内容は、2目の予防費では、予防接種委託料の減、そして、3目の母子保健費では、妊婦や乳幼児健康診査の委託料の減などです。

2項の清掃費では、クリーンセンター負担金の減が最も大きく、次に、ごみ袋購入費や資源ごみ報奨金の減です。

新規事業としまして、南部地区小児時間外診療事業や働く世代大腸がん検診等がありまして、また特徴的なものとして、女性特有のがん検診を無料で実施したり、妊婦健診の助成の充実を図りました。

次に、91ページをお願いいたします。

5款、労働費4,122千円を補正し、予算現額65,272千円に対し、支出済額63,660,234円、不用額1,611,766円、執行率が97.5%、構成比0.5%です。これは勤労者福祉センターの修理やエアコンの取りかえをしております。

次が、92ページをお願いします。

6款、農林水産業費318,675千円を補正し、繰越額34,201千円などで、予算現額1,018,631千円、支出済額707,742,755円、翌年度繰越額296,990千円、不用額13,898,245円、執行率が69.5%、構成比5.7%です。

補正の主な内容は、赤潮対策施設整備事業補助金、これは24年度へ繰り越しをしております。それから、海苔養殖漁場環境改善対策事業費補助金などがあります。

94ページをごらんください。

23年度の新規事業として、94ページの備考欄中、下から2つ目の九州大学に委託をいたしました鹿島市農産物の機能性解析研究や、95ページの一番下にありますイノシシ被害対策技術研究が挙げられます。

102ページをごらんください。

また、特徴的な事業としましては、102ページの備考欄で上から5つ目にありますが、森林整備加速化・林業再生事業で、大村方公民館を初め、4公民館の新築等の事業に補助を行ったところであります。

104ページをお願いします。

7款. 商工費4,871千円を補正し、繰越額12,400千円で、予算現額373,694千円、支出済額364,873,908円、不用額8,820,092円、執行率が97.6%、構成比は2.9%です。

特徴的なものでは、経済対策として実施されましたプレミアム商品券発行事業補助金、それから観光客誘致対策事業で新しくできた酒蔵ツーリズム推進協議会に対する負担金、そしてまた、ニューツーリズム活動推進協議会への負担金であります。そして、FMラジオを利用しました観光情報ラジオ番組作成発信事業委託料があります。

109ページをお願いします。

109ページは8款. 土木費12,289千円を補正し、繰越額127,187千円などで、予算現額1,165,264千円、支出済額1,122,954,742千円、翌年度繰越額11,000千円、不用額31,309,258円、執行率が96.4%、構成比は9.0%です。

補正については、増額補正の主なものは、新規事業であります鹿島市緊急経済対策住宅改修事業や佐賀県住宅リフォーム緊急助成事業、また経済対策事業の追加で市道改修とか舗装事業などがあります。逆に減額補正したものが社会資本整備総合交付金事業や辺地道路整備事業であります。

次が、123ページをごらんください。

9款. 消防費15,802千円を補正し、予算現額442,512千円、支出済額437,373,601円、不用額5,138,399円、執行率が98.8%、構成比は3.5%です。補正の最も大きいものは、消防団員公務災害補償組合負担金です。これは東日本大震災の影響によるもので、特別交付税で既に補填をされております。また、東日本大震災支援事業として職員の派遣や被災された方の受け入れを行いました。

次、127ページをお願いいたします。

10款. 教育費、補正額53,521千円、繰越額1,559千円などで、予算現額1,278,248千円、支出済額1,205,588,035円、繰越明許費46,500千円、不用額26,159,965円、執行率が94.3%、構成比9.7%です。

補正の主な要因としましては、9月補正では経済対策追加事業によります学校施設の整備、それから3月には国の3次補正に伴う次年度事業の前倒しとして西部中学校の耐震補強事業に取り組み、24年度に繰り越しをしております。また、新しくスポーツ合宿の誘致に取り組みました。

次、147ページをごらんください。

12款. 公債費、予算現額1,218,701千円、支出済額1,216,293,197円、不用額2,407,803円、

執行率99.8%、構成比9.8%です。

148ページをごらんください。

最後に、14款. 予備費につきましては、当初予算額は45,000千円で、31,470千円を減額し、また7件、3,849千円の充用があり、9,681千円が不用額となっております。この予備費の充用状況につきましては、監査委員から提出をされております決算審査意見書の37ページの別表3に記載をしております。

以上の結果、一般会計の不用額は、最後の行、歳出合計のところになりますが、271,702,970円となります。

次、7ページに戻っていただきます。

次に、公共下水道事業特別会計について申し上げます。

7ページをお開きください。

一番下の行になります。歳入合計ですが、予算現額952,641千円で、調定額は950,666,594円、収入済額は931,854,467円であります。予算対比で97.8%、調定に対する収入割合は98.0%であります。不納欠損額は63,304円、前年度比、約43千円ふえております。また、収入未済額は18,748,823円で前年度の約半分に減っております。

1款. 分担金及び負担金です。収入済額は19,870,040円、これは前年度に比ばまして約9,000千円の減であります。収入未済額は1,258,620円で109件になります。

2款の使用料及び手数料ですが、収入済額は115,812,592円で、前年度比、約2,200千円ぐらいふえております。不納欠損額が63,304円ありますが、件数は23件で、転居先が不明とかで時効となったものであります。収入未済額は2,890,203円で、件数は413件です。収入未済額の主な理由は、1款、2款とも景気が低迷をしておりますして、一括納付ではなく分割による納付がふえたためと思われれます。

4款. 繰入金です。一般会計からの繰入金ですが、収入済額518,426,835円は前年度に比べ、約20,600千円ふえております。

8ページ、次に歳出です。

一番下の歳出合計の欄です。支出済額が931,054,467円、翌年度繰越額15,400千円、不用額6,186,533円であります。

以上の結果、欄外にありますように、歳入歳出差引残額から翌年度に繰り越すべき財源を差し引けば、実質の収支額はゼロとなります。

ここで、154ページをごらんください。

154ページを見ていただきますと、1款の公共下水道費で約80,300千円減額の補正をしておりますが、これは東日本大震災の影響で国の交付金が削減されまして、このことにより、当初予定をしておりました浄化センターの汚泥処理棟の建設ができなくなったためであります。

じゃ、9ページに戻っていただきまして、次に、谷田工場団地造成・分譲事業特別会計であります。

9ページ、一番下の歳入合計ですが、予算現額610千円に対して、調定額、収入済額ともに1,343,470円です。内容は、工場団地使用料と前年度決算の繰越金です。

10ページが歳出ですが、合計欄で支出済額は237,040円で、そのほとんどは維持管理費用です。不用額は372,960円、以上によりまして、歳入歳出差引残額は1,106,430円となります。次が、12ページをお願いします。

国民健康保険特別会計です。一番下の歳入合計ですが、予算現額4,058,830千円、調定額4,344,505,112円、収入済額3,978,166,513円で、予算対比98.0%、調定に対する収入割合は91.6%になります。不納欠損額34,856,469円、件数は302件で、前年度に比べ、約1,500千円ふえております。収入未済額は331,482,130円です。そのうち、1款の保険税が331,367,130円、件数で2,974件となっております、前年度に比べて24,000千円弱の増となっております。これらの理由は生活困窮とか事業不振によるものがほとんどであります。

次に、14ページをごらんください。

一番下の歳出合計ですが、支出済額3,959,639,597円、不用額99,190,403円となります。不用額の主なものは保険給付費であります。

以上のことから、欄外にありますように、歳入歳出差引残額が18,526,916円となっております。この額は剰余金でありまして、全額を国民健康保険基金に積み立てるものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

15ページをごらんください。

歳入合計ですが、予算現額341,045千円、調定額342,369,136円、収入済額341,099,136円です。

1款、保険料は、調定額218,895,300円、収入済額217,625,300円で、収入率は99.4%となります。

ここで、188ページを見ていただきますと、不納欠損額は35,100円、これは1項2目の普通徴収保険料で、件数としましては7件であります。理由は、既に死亡して相続人がいない場合とか、生活困窮であります。

また、普通徴収の保険料の収入未済額は1,690,500円で、現年度分が148件、滞納繰越分が97件、計245件となっております。理由は、やはり生活困窮であります。

16ページに戻っていただきまして、歳出合計ですが、支出済額は339,816,036円です。

欄外の歳入歳出差引残額は1,283,100円となります。

最後に、17、18ページの給与管理特別会計につきましては、給与事務の簡素化のために設けられたもので、一般会計、各特別会計の重複の決算でありますので、説明は省略いたします。

また、決算書の198ページ以降の実質収支に関する調書、それから財産に関する調書、基金運用状況報告書につきましては、説明を省略させていただきます。

一般会計、特別会計の決算について、その概要を説明いたしましたが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（橋川宏彰君）

暫時休憩いたします。3時45分から再開します。

午後3時34分 休憩

午後3時45分 再開

○議長（橋川宏彰君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第51号から議案第56号までの6議案を一括して質疑に入りますが、本6議案は、決算審査特別委員会を設置し、委員会審査を予定しておりますので、あくまでも総括的な大綱質疑といたします。

なお、質疑される場合は、一般会計、特別会計名を言ってから質疑に入ってください。

質疑ありませんか。4番竹下勇議員。

○4番（竹下 勇君）

一般会計のほうで質問をいたします。

今、歳入歳出の決算及び基金運用状況、審査意見書を監査委員から出されたほうの資料を手元に持っておりますけれども、2ページのほうです。ほかのページとあわせまして、基金とか起債の残高から、財政が健全化されてきているということは見とれるわけですが、この2ページの財源別収入状況の歳入のうち、地方税とか、ほかの自主財源と、それから地方譲与税とか利子割交付金とか、こういったところのいわゆるお金が入ってくるほう、国から県からの交付金とか、地方交付税とか、そういうのは別にして、事業によって動くものは別として、税金のような形で収入として入ってくる分が軒並み前年度に比べまして減ってきていると。いわゆる自主財源に代表されるような収入が減ってきているような状況に22年、23年と見てとれますけれども、これは22年、23年だけの比較で見とれることなのか、それとも20年ぐらいから比較して、だんだんだんだんそういう減少状況にあるのか、財政のほうでわかりましたら、お尋ねをいたします。

○議長（橋川宏彰君）

寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

お答えします。

資料的には、監査意見の2ページのほうであります。別冊の主要成果の説明書というのがありまして、その12ページのほうに過去10年間の資料を載せておりますので参照いただき

たいと思います。

市税につきましては、平成20年度が3,079,000千円程度ありまして、その後、29億円、29億円台ということで推移しております。あと地方交付税であります、平成20年度が4,176,000千円、21年度が4,160,000千円、平成22年度が4,402,000千円ということで、ほぼ横ばいで推移しているところでございます。

あと自主財源的に、監査意見書の2ページのほうで大きく増減しているところが、繰入金が23年度対比167,000千円伸びています。これは先ほど会計管理者からありましたように、財政調整基金の繰入金が145,000千円、あと公共施設建設基金の関係で繰り入れた関係で大きく伸びているところでございます。ですので、多少のこぼこはありますけれども、自主財源的にほぼ横ばいということで推移しているところでございます。

以上です。

○議長（橋川宏彰君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

繰入金につきましては、自分の財布の中のを右から左にやっているというようなことですので、これは新たに入ってくる金とは性質が違うのかなと思って見ますと、これは本当に財政的に好転していつている、大丈夫だというふうに言えるのかどうかというのが非常に不安に思いますけれども、これは毎回こういうことを言って、市長のほうには非常に不愉快な思いなのかもわかりませんが、歳出のほうを25年度でアップするようにかじを切るというような体力的に本当にできてきたというふうに見られるのかどうか、市長のほうにお尋ねいたします。

○議長（橋川宏彰君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

この前、御自身の経験を生かしていろいろ御意見を言うとおっしゃったので、ぜひいろいろ聞かせていただきたいと私は思っているんですよ。その中の一つで、市税のところだけでも、これ全部やると大変時間がかかりますので、今のお開きの主要施策の成果説明書のところの12ページの市税だけ見てください。先ほどおっしゃった軒並み下がっているというよりは、ここのところは少しまた平成10年代と比べるとふえているかなということは一目瞭然とおわかりだと思います。それから、少し金がたまってきたからかじを切ると、御心配だ、御心配だと何度もおっしゃっていますので、もう御自分やっておられたので、お話ししておきますけれども、今、10年間で70億円金を使うということ、一応概算ですけれども、お話をしています。ちょうど在任中に蟻尾山の公園の整備とエイブルの整備だけで幾らお使いになったか、御記憶でしょう。ですよ。御記憶しておられたからこそ、今、危ないと言っておら

れるのだと思いますけれども、その70億円で多かったということも頭に置いた上で、かじを切るのが危ない、危ないとおっしゃっていただきたいなと僕は思うんですよね。

○議長（橋川宏彰君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

いろいろ在職中のことも言われますけれども、そういう言い方すると、長期財政計画から見ると、市税の0.1の伸びが果たして伸びていると言えるかどうかというのは、市長のほうもおわかりのことだというふうに思います。

私、こう言いますのは、ニューディール政策のことについて、本当に細かく論議がされながら物事が決まっていっているのかなということを危惧しているからでございます。今回の決算には関係ございませんので、もうこれ以上申し上げませんが、いろんな面で時々立ちどまりながら議論ができればなというふうに思います。

それから、もう1点です。歳入歳出決算書の2ページのところですけれども、これの11款の分担金及び負担金の収入未済額、これは保育料のまだ入っていない分ということだったと思いますけれども、これは決算の3月と5月末の関係でこういったことになっているのか、この後これが未済のまま残っていくということではないんですね。

○議長（橋川宏彰君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

5月末の出納閉鎖を経ての残の金額です。ですから、随時その後も収納対策には力を入れているということですので、その数字というのは、もう既に動いております。

以上です。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（橋川宏彰君）

ほかありませんか。13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

質問をいたします。

今回、23年度決算ということで、市長は就任以降、コンクリートも人もというような形で、一つの姿勢といいますか、そういうのを示されたと思っております。そういう意味では、就任後さまざまな仕掛けをされてきたというふうに思っております。やはり取っかかりはソフトの面が多かったのかなというふうな感じをしております。スポーツ合宿を含めて、非常に評判のいい、あるいは本因坊の問題の掘り起こしとか、あと祐徳ロードレースの掘り起こしとか、さまざま今まで従来やってきたものにもう少し樋口カラーを出しながらやってこれたんじゃないかなというふうに思っております。

それで、いよいよ公債残高も少なくなりましたので、少しハード的な面での、ちょうどそういう時期になってきたのではないかなというふうに思っております。先ほどの竹下議員の話にもありましたけれども、陸上競技場を含めたときが一番ピークなんですね、公債費がですね。比率も一番大きいのですが、それからだんだん下がっていて、何もしないからということなんですが、公債比率が落ちていったということで、何もしないとそういうことになりますよね。それが経済の原則ですから、今回は改めて市長はニューディール政策を出されたということで、そのつなぎの役が23年度だったのかなというふうに思っております。

そういう意味で、さまざまな経済対策は23年度、国もしましたから、それにつれて地方もそれなりの違う形での金の配分が結構あったのではないかなというふうに思っています。緊急雇用というのは、従来だったら公共工事に回すような金を違う形で出てきたなというふうに思っております。あるいは、評判のいいリフォーム工事についてもそのようなことであつたらうというふうに思っておるわけです。

そこで、いよいよ来年度以降の10年間で70億円の準備をしなきゃいかんということがあります。金銭的には、財政的には、先ほど市長が言われましたので大丈夫なんでしょう。ただ問題は、それを管理していく能力がある職員、あるいは規則、あるいは条例その他について、ことがしっかりしているかどうかということが私は疑問であらうと思っております。そういうことで、23年度は大きな、例えば、公共事業、あるいは建設業の契約のあり方、あるいは仕事の発注の仕方、そういうものが恐らく変わったときじゃないかなというふうに思っております。

いわゆる今までは自由に市外の業者を指名することで、競争を予想以上に激しくさせて、そしてかなりの低い率でとらせて、そして鹿島市がもうけたというような感じのやり方を従来はやってきたんじゃないかなと思っております。でも、23年については、少し改善をされてきたところがあったのではないかなというふうに思っております。それはやはり地場産業の振興であつたらうというふうに思っております。いわゆる金だけの問題じゃないと、やはりそれぞれ人の動き、情報の動き、あるいは物の動き、そういうものを総合的に勘案しなければ、ただ安いだけではなかなか経済は回らないということにならうかというふうに思っております。

そこで、今回、例えば、契約関係、指名のやり方についてですけど、変更があつた分があるらうと思いますね。それが23年度について十分にそれを意向を受けてしっかり実務上もなされてきたかどうかということについて、ちょっと私は疑問に思うところがあります。総務部長にまずお聞きしますが、どういうところが前年度までと23年度以降のやり方が、どこに違いがあつたのか。恐らく私たちの議会は、地元にもっと受注機会をふやしてねということを大きく言っていますよね。それはやっぱり本社がまずなきゃいかんよと。武雄あたりは完全にほかのところ全部締め出しますからね、それぐらいのものが鹿島でも必要じゃないのとい

うことで、それぞれ見直しをしていただいたと思うんですが、その点の見直しと、それから及ぼす効果といいますか、どういうふうな効果があったのか、まずそれをお聞きしておきたいと思います。

○議長（橋川宏彰君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

入札制度についての御質問にお答えをいたしたいと思います。

これは議員も御承知のとおりでございますけれども、さかのぼりまして22年のときに庁内でプロジェクトチームをつくりまして、入札制度についてのいろいろな検討を重ねてきたという経過がございます。

その中で、先ほど議員からも御指摘がありましたように、23年度からはそれまでは基本的には指名競争入札としていたわけでありまして、市内の本店、支店まで含めたところでの指名ということになっておりましたが、そのあたりにつきまして、もう少し厳格に対応したほうがいいのではないだろうかという提言をいただきましたので、市内本店を優先する指名を行うということでの制度改正を行ったというところであります。

それとあわせまして、その時点での入札指名の業者数が、多分8社だったと思いますけれども、それでは市内本店にその程度の業者数がないランクのところもございまして、この部分につきましても3社以上という形で業者の数を減らすと、指名の数を減らすと、基準を減らすという形の中で、なるべく市内本店を優先した指名ができないかということでの制度改正を行ったというところであります。

この経過、そういうことで23年度、結果1年たっておりますけれども、成果ということでもありますけれども、これは22年度の当時の資料でございますけれども、もともとが市内の本店への発注状況というのは、80%ぐらいはこの制度改正以前もあったわけでありまして、今後これをやったことによりまして、これよりは断然率はふえておるということで、認識はいたしているところであります。

そういうことで、まだいろいろ入札制度については、これという正解といいますか、これが一番正しい、これが一番適当である、これが一番いいのかなと、そういうものはなかなかないわけでございますので、いろいろなケースを想定しながら、効果を図りながら、今後も見直しは進めていきたいなど、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（橋川宏彰君）

13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

総論的にはわかりました。また、前いただいております主要成果には、5,000千円以上の

工事の具体例が挙がっておりますので、金額あるいは落札率を見れば、非常によくなったと——よくなったというのはおかしいけれども、非常に公平公正な仕組みで、地元の業者の方がとられる機会も前よりかは随分ふえておるし、落札率もそれなりの落札率になったのではないかなというふうに思っております。そういう意味では、今回の23年度の施行については、そういう面では非常によかったのかなというふうに思っております。やはり公共工事を通じて、いろいろなもので市内に金が回るというのは、一つの古い手法ではありますけれども、今でもそれは大きな手法であるというふうに私は思いますので、今後もそれはしていただきたいと思えます。

ただ、一つ気になっているのは、最低の入札価格制度については、庁内で一回、委員会じゃないですけど、そういう協議会みたいなものをつくられてお話をされたと思っております。そのまとめられたことについて、ちょっと設けないというだけで、その論議がしっかり私たちには見えてきていないということがあるんですが、平成23年度の実績でいっても、恐らく最低の制度は設けなかったということで、確認ですけれども、お願いいたします。

**○議長（橋川宏彰君）**

藤田総務部長。

**○総務部長（藤田洋一郎君）**

入札制度につきまして、先ほどの答弁の中にも申しました、22年度のプロジェクトチームの中でも、今、議員申されておりますのは、最低制限の入札制度の導入の件だと思いますけれども、この件につきましても議論をさせていただいております。そういう中で、先ほど答弁いたしましたように、まず市内への業者優先というローカル発注ですね、これをまず推し進めてみようということ。その結果を検証しながら、この最低入札制度については、なお今後も議論を重ねていくというような方向性を出されておりますので、今も我々としましてはいろいろな研究を重ねている段階でございます。

**○議長（橋川宏彰君）**

13番議員中西裕司君。

**○13番（中西裕司君）**

今現在、主要成果の工事の実績見ても、最低云々は余り関係なしに、皆さんそれぞれ受注をなさっておるといふようなことについては、私も理解をします。これは実績ですからね、その制度云々の問題じゃないだろうということがあります。ただ、仕事が少ないときは今までありましたからね。かなり率が非常に悪いと。本当に品質ですよ。建設業の場合は品質をいかに保って仕事をしてくれるかということが、単なる物売り商売と僕は違うと思うんですね、建設業は。やはり建設業独自の特徴がありますので、それを職員の皆さんは理解してほしいというのがあります。何か請け負けというふうな、昔から言います、建設請負じゃなくて請け負け、請け負けと言います。どうも発注者が上で業者の方は下というような物の

見方、それが根底にまだにあるのではないかなというふうに僕は危惧をしています。

それは一つ、ちょっと具体例を挙げて申しますと、3つ同時に仕事が出たことがあります。同じような規模の仕事が。そして、24社指名を受けたのがあります。3つの仕事にそれぞれ24社、A、B、C、Aも24社、Bも24社、Cも24社というような指名をされております。何じゃこりゃというのが私の素直な感想であります。確かに今は業者が辞退。業者が指名通知をもらっても入札に辞退をする。その辞退の理由はそれぞれ技術者がいないとか、今ちょっと人がいないとか、そういうことがあって辞退をされているようでございますけれども、そういう辞退ということがあります。24のうちに、じゃあ何社が辞退したかということもあります。ただ、私が担当なら、3つ、A、B、Cというのが出て、24社該当の業者がいるならば、僕はそれを3等分します。そして、8社ずつに指名します。同じ人を24入れるんじゃないくて、それぞれ3等分して入れます。それで受注機会が3分の1ずつふえてきます。ふえていきますね、受注機会ふえますね。全部しておれば、3つ取ることも可能なわけですから、そういう指名の仕方をする。そういうことがあったというふうに思っております。だから、やはりそういう意味では、今の業界の事態ということもありますから、ちょっと余分にしないきゃいかんかなというようなこともあるでしょう。でも、今、3社以上あれば入札できんでしょう、多分。そういうこともあります。

もう1つは、例えば、不調になった工事があります。その場合に、どのようにしたかという、ランクを上げたり、あるいはランクを落としたりする中で指名をされております。指名のランクが上がったと思ったら、下のランクもまだついていたというふうなことで、そういうところはちょっと非常に普通の私の今までの経験からいくと、なかなかちょっと理解しにくいものがあったというふうに思っております。

そういう意味で、今、本来の実務ですよ。決めたことを、例えば、担当の部署にどのようにしてきちんとお伝えしているのか。それをちょっとお願いします。指名審査委員会は別ですよ、指名審査委員会は最終の結論でしょうから、その前の手前の部分での問題でそういうことが現にあっていきますので、それはいいとか悪いとかは別ですよ。ただ政策的な意味で、僕は配慮すべきところは配慮をして受注機会をふやさなきゃいかんでしょうということの意見ですから、その点について、部長どう思われますか。

○議長（橋川宏彰君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

少し専門的になる御質問になっておりますけれども、簡単に言いますと、私どもはある工種別ですね、業者を選定する場合に指名入札をする場合に、まず工種分けをいたします。その工種に対して、このランク表といいますか、この業種についてはA、B、C、Dのランク表の中に、こういうAランクのところには5つの業者さん、6つの業者さん、Bランクには

6つの業者さん、Cランクには7つの業者さんというような形でランク分けをして表をつくっております。その表の使い方としましては、工種で若干違いますけれども、金額によって5,000千円以上の、例えば、10,000千円未満だったらC級ですよとか、そういう細かいランク表をつくっております。それを基準に、各担当のほうは、自分のところの予定価格を見ながら業者の選定をしているというような状況であります。

その中で、24社という数で御指摘があっているのは、多分ランク外のD級業者のところの数がかなり多いのだらうということではあります。ただ、それは1つは、やはり先ほど来申しておりますように、市内の業者さんへの受注機会をふやしたいというようなことで、入札の指名に出していただければ、なるべく能力のある業者さんについては登録をしたいということで、登録をしていく過程において、そういう業者数の多いランクのところもあるというのは事実であります。今のところ、私どもとしては、そういう中で、内部の基準がございますので、それで発注をするということにしております。ただ、不調になった場合には、再度この通常のルール外になりますので、また指名審査委員会のほうに戻していただいて、そのあたりについては、じゃあどうするのかというのは、また議論を重ねながら、先ほどありましたように、ランクを上げるのか、工種を変えてみるのかとか、いろいろな取り組みをしながら入札を発注しているという状況ということでございます。

以上でございます。

○議長（橋川宏彰君）

13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

そのような形で、何とかとにかく受注機会をふやして地元にとということでございますので、それはぜひよろしく申し上げます。

ただ、今先ほど言われたけれども、Cクラスとか、あるいはC以外のクラス、あるいは先ほど登録というお話もされましたですね。だから、いわゆる許可を持っていないでも仕事できますから、1,500千円だったっけ、幾らだったっけ、建設業の許可を持たんでもできる業種というのはありますね、請負金額によってね。建築が幾ら、何平米とか、そういうのはありますよね。だから、今、下の業者も育てていかなきゃいかんというんだから、わかることはわかるんですね。また、大きな工事を1本で出すよりか、大きな工事を2本にすれば、政策的に2つ分ければ2業者ができるということで、それぞれJVを組ませればJVを組ませるなりの、その方法があるんですけれども、そのようにして仕事を少し面倒くさいけれども、1つのやつを2つにするとか、政策的にするとか、あるいはC以外で非常に混乱しているというところがあるようなので、そこら付近を少し整理して、登録をするだけでいいのか、やっぱり許可をもらってほしいというのか。経営事項の審査を受けなくても、少なくとも建設業の許可をとってねというようにしないと、建設手続をとらない人が建設業違反をした額

以上の仕事を発注するわけにはいかないじゃないですか。やっぱりそういうときには、基本的にはまず建設業の許可をとると。これは知事許可でよかわけやけん、知事の許可をもらうというふうなことの行政指導をしてほしいと。そして、裾野を広げていくと。その裾野を広げたのが、例えば、今後の災害を含めた危機管理能力を高めていくということにもつながってまいりますので、私はぜひそのようなことをしてほしいと思います。水道のときも聞きましたけど、災害時の協定を結んでいるということでもございましたけど、それをちょっと確認だけさせてください。

**○議長（橋川宏彰君）**

藤田総務部長。

**○総務部長（藤田洋一郎君）**

災害時の協定はどうなっているのかということでございます。ちょっと今、手元に資料、詳細持っておりませんが、今、市内の2団体さんいらっしゃいます。市内の建設業協会さんと、もう1つは建設業協力団体さんですね、2団体さんと災害時の応急復旧についての協定を今結ばせていただいております。ですので、この前、たまたま南舟津で台風のときに高潮で水が来ていて、消防団で手が足りないという部分で、会長さんのほうにちょっと無理をお願いして、現場に行っていたというようにも実際にいただいているところでございます。

以上でございます。

**○議長（橋川宏彰君）**

13番議員中西裕司君。

**○13番（中西裕司君）**

そのように、要するに生かさず殺さずじゃなくて、お互いに生きていけるように、やはり今後ずっとしていかなきゃいかんだろうと思うんですね。そのためには、そういう日ごろの協力体制もお互いにとっていくと、お互いに意思疎通を図っていくということがやっぱり大事だろうというふうに思っております。請け負けという概念を取っ払っていただきたいというのが私の気持ちでございます。そういうのを受けて来年、今年度含めて、新しい形で復旧工事の建築を含めて、土木も含めて新しいものが出てくるということでございますので、そのための地ならしを恐らく今年度はしっかりしなきゃいかんだろうと思います。例えば、設計にしても、コンサル関係は外部の発注が多いんでしょうけど、今後またデジタル化という専門的な仕事も大きいですよ。単独としては大きい予算になりますので、そういうのを含めてしっかりした対応をしていただきたいというふうに要望申し上げます。

市長、何か一言、ニューディール含めてあれば、一言お願いします。

**○議長（橋川宏彰君）**

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

実は今、議員がいろいろ議論をしておられることは、私たちの仕事のやり方の世界でいえば、大変大事なことなんですよね。私も就任しまして、政策的というよりも、実務の世界としてちょっと気になることがあったので、できるものは改善をしてほしいということで、さっき御質問ありましたですよね、プロジェクトチームをつくって検討してほしいということ、検討は現在も続いていると私は理解をしています。

この問題の一番基本的なところは、一つは公平であるかどうかということですよ。これは客観的に公平でなきゃいかん。適正な競争が行われるということが片方大事だと思うんですよ。片方ずっとおっしゃっているように、地域の経済への影響も考えないといけない。政策的な配慮ですよ。ただこれは別の見方をしますと、少しぐらい高かってもよかろうもんという話になりがちなんですよね。本当は見逃していけないのは、もう1つ基準があるんですよ、本来。何かといいますと、この原資は何を使うか、税金なんですよ。したがって、本当は論理としては安いほうがいいに決まっているんですよ。この3つをどういうふうにあんばいしているかということが難しいんじゃないかと思います。したがって、例えば、2番目のところに重きを置いたら、なかなかさっき話に出ていました、いわゆる入札残が出てこない。こういう話になりかねない。そういうこともありまして、私が入札にかかわる人たちに今お願いをしていますのは、鹿島の地域と、それから外から見ておかしくないなという方式を何かないか検討してくださいねということで、さっき言いましたように、今も続いている。ひとつ私がひょっとしてという懸念するところがありますのは、鹿島、市役所といってもいいんですけども、そう遠くない昔に痛い目に遭った経験持っていますですよ。だから片方でなますを吹き過ぎないということも大事ですけども、余りそこを気にし過ぎると、今、議員がおっしゃっているように、せつかくの金が有効に回らない。重ねて言いますが、そのあんばいが難しいと。正直言ってこの話は決め手はないんですよ、この方式がいいというのは。ある意味ではもうそれぞれの地域地域、自治体ごとに違っているというのは御承知ですよ。したがって、逆に隣のまちと違うということで、いろんなことで摩擦が起きたりします。一番我々が参考にしているのは、一番近いしっかりした自治体ということで県庁のやり方をかなり参考にしているというのは議員も御承知だと思います。冒頭言いましたような3つの条件をどうやって満たしていくか。市民の皆さんから怒られないようにせんといかんということを基準に、ずっとこれは改善を重ねないといけない課題だと私は思っています。（「以上で終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（橋川宏彰君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

6番伊東です。一般会計は特別委員会のときに、じっくりと時間をかけて質問したいと思います。

きょうは長い時間まであっておりますので、1点だけ、谷田工場団地の特別会計についてですが、今私が見ておりますのは、成果説明書の141ページですが、企業誘致活動を一生懸命行っていらっしゃると思いますが、なかなかこれは決まることができない。一番近いところで平成19年の旭九州株式会社、こちらのほうが入ってきた分です。しかし、まだ残りが1.7ヘクタールございます。

まずお聞きしたいのは、基本姿勢として、市としては、やはりここは企業誘致として、場所、この土地をとっておくのだという姿勢に変わりはないのか、それとも何かしら違うところでの要望等があった場合は使用目的を変える余地があるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（橋川宏彰君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えをいたします。

この谷田工場団地につきましては、現在のところ、企業誘致一本でまいりたいと思っております。現在、問い合わせが1件あっておりますので、期待しているところでございます。

○議長（橋川宏彰君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

問い合わせが1件あっていたら、なかなか私も言いづらいところがあるんですが、ちょっと樋口市長が鹿島の市長になられてから、いろいろ頭の中で思い描いた中の一つに、6次産業の推進というのがあって、今いろいろ担当の橋口参事のほうからも大豆であったりミカンの花だったり、そういうふうなのを何とか使えないかというのがあるんですけど、私はもう1つ、ここにアドバルーンを上げてしまって、研究所というのをつくってみればどうかという考えがあるんですが、市長どうでしょうか。（「何の」と呼ぶ者あり）そこに6次産業の、鹿島市が今手がけているもの、今後手がけていくべき研究所みたいなものというのは考えられないでしょうか。

○議長（橋川宏彰君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名ですからお答えをしますが、ちょっと研究所というイメージがおっしゃっている意味と合っているかわかりませんが、仮に研究、あるいは学問を中心に何かしらやりたいということであるとすれば、これは私の思いだけでもありますけれども、今、早稲田大学の建築

学科の研究室がランチとしてできました。それで、大学と今話を進めていますのは、もちろん具体的には何も決まっていらないんですが、できればそう遠くない時期に次のステップ、例えば学科じゃなく学部とか、そういうものが市内に立地をする可能性は私はあると思っていまして、現に時間を置きながら御相談をしております、打ち明けて言えば、けさもその電話がかかっていまして、来月何か打ち合わせをしたいという話があったんですけども、そういうことはずっと進んでいますので、特許の話と同じでして、なかなか言えない部分があるんですけども、研究所が勉強するところと置きかえれば、あそこに立地するかどうかは別としまして、かなりの希望を持って我々是对応したいと思っています、現にしているということでございます。ただ、おっしゃっている研究所が、何か新たに全く基礎のないものを立ち上げるということからすると、これはなかなか時間がかかるし、スタッフとして誰がやるかということになるんじゃないかと思います。

それから、ちょうど今、課長が答弁をいたしておりましたけれども、企業として、あそこに立地を問い合わせというのが来ていますのは、確定的に今1つと言いましたけれども、現に市内で事業をやっておられる方で、事業拡大ということで、誘致以外に拡張ということでできないかという問い合わせは1つ、2つは話が出ているということは我々は頭に置いて仕事をしているということでございます。

**○議長（橋川宏彰君）**

6番議員伊東茂君。

**○6番（伊東 茂君）**

この利用がそういうふうになんか少しずつでも話が進んでいるということでしたらいいですが、私の説明の仕方が悪かったと思いますが、今、インプリンティング牛にしろ、さまざまな大学との研究もされていますが、しかし、それが鹿島市が行っている6次産業、いろいろな分がどこに行けばそれが見られるのというのがなかなかちょっと思い浮かばないなというところで、もしそういうふうなことも今後考えられたらなという気がしましたので、質問をいたしました。

これで終わります。ありがとうございました。

**○議長（橋川宏彰君）**

15番議員松尾勝利君。

**○15番（松尾勝利君）**

2点ほど質問をいたします。

歳入歳出決算の監査委員の審査意見書の2ページ、先ほど竹下議員のほうからも質問がありましたけど、財源別収入状況で、依存財源、自主財源あって、依存財源が、市債が大幅に減ったということで、6億円ほど依存財源が減っております。そういうことで、自主財源については、繰越金と繰入金をふやして運営をされてきたというふうに思います。その繰入金

について、当初予算で12,005,000千円ほどの予算を組まれたときに、財政調整基金から約1億円、それから公共施設建設基金から254,000千円ほどの繰り入れをして、当初は運営をされていくような計画であったんですが、結果的にこのほうに書いてありますように、最終的にはこの21ページになりますかね、結果のまとめとして、財政調整基金はもう少しふえて145,000千円、公共施設建設基金は48,000千円繰り入れをされて、最終的には年度末に財政調整基金に4億円、そして公共施設建設基金に140,374千円が積み立てられたというふうに書いてありますが、当初、公共施設建設基金254,000千円積み立てられておって、結果的に48,000千円の繰り入れがなされた。公共施設建設基金という、ある程度目的を持って繰り入れをなされたと思いますが、当初254,000千円の繰り入れの計画で、48,000千円の繰り入れでよかった、その理由は何でしょうか。

**○議長（橋川宏彰君）**

寺山財政課長。

**○財政課長（寺山靖久君）**

お答えします。

公共施設建設基金であります。まず当初予算の段階では、学校の改築でありますとか、あとは庁舎の空調改修が昨年、23年度から始まっておりますので、その段階では必要分を公共施設建設基金繰り入れを予定していた。結果的にいろいろな補助金の増額でありますとか、市債の確定でありますとか、結果的には空調設備が落札減というのが大幅に出てきましたので、最終的には空調設備の48,000千円のみ繰り入れで済んだという状況でございます。

**○議長（橋川宏彰君）**

15番議員松尾勝利君。

**○15番（松尾勝利君）**

その後の補正でこういう結果になったということですが、結果的に最終的に実質収支が265,770千円余りの黒字決算ということで、非常に市としては23年度決算、努力をされたというふうに思います。

それでもう1点ですけど、3ページの性質別経費の状況について、繰出金ですね、特別会計等への繰出金が1,672,000千円ほどあります。というのは、前年度と比べても28,540千円ほどふえているわけですが、国民健康保険のほうについては、ある程度税率の改正が行われて、基金を積み立てされて、その中から基金からも繰り入れをなされているというような状況であります。そういうことで、この繰出金については、公共下水道については、受益者もあります。それと国民健康保険については、やはり一部の人たちについて繰り出しを行うということで、全市民からすれば特定の繰り出しということになりますが、この1,672,000千円、構成比にして13.4%ありますが、かなり大きな額だというふうに思います。財政的に非常に厳しい中にこの金額を繰り出したということで、今後、この繰出金について減るような

要素があるのか、ある程度、国民健康保険については、それだけの繰り出す歳出の計算の仕方があると思います。そういうことで、繰出金について今後の動きはどうなっていくのか質問したいと思います。

**○議長（橋川宏彰君）**

寺山財政課長。

**○財政課長（寺山靖久君）**

質問にお答えいたします。

まず、国保の繰出金の基準ですけれども、一応基準内繰り出しというのがありまして、例えば、人件費の相当分でありますとか、総務費分でありますとか、そこら辺については一般会計に持つ分という形で繰り出し基準を定めておりますので、その基準に基づいて出しているところでございます。国保で基準外に出しましたのは、数年前に赤字補填のために1億数千万円を出している分が、あれは基準外ですね。そういうのがあります。

下水道につきましては、基本的にはいろんなルール分、ルール外ありますけれども、基本的にはめどとしまして6億円を超えない範囲で事業を組んでいただくというふうに言われております。

今後の見通しですけれども、下水道につきましては、接続が伸びまして、使用料あたりが伸びていきますと、基本的に特別会計の収入がふえますので、一般会計の繰り出しは減っていくというふうになっているところでございます。

あと国保については、ちょっといろんな算出方法ありますので、基盤安定分がどうなっていくのかとか、いろいろなものがあります。そこについては、財政課のほうではつかんでおりませんので、若干わからないところがあると思います。

以上でございます。

**○議長（橋川宏彰君）**

栗林保険健康課長。

**○保険健康課長（栗林雅彦君）**

松尾議員の質問について、国保の分だけお答えしたいと思います。

保険基盤安定化事業と申しますのは、7割、5割の軽減を国保は行っております。その国保の財源につきましては、市が負担する分、県が負担する分、国が負担する分というふうに分けられております。その部分で、全体的に市が負担する分はこれだけということでございますので、これは繰り出しというよりは、法的に国保に出さなければならないお金というふうにお考えいただければと思います。単に国保が余っているからもらわないというお金ではなくて、あくまでも市としてこの部分を国県補助金と一緒に入れていくという中身でございます。ですから、先ほど申しましたとおり、ずっと経済情勢が悪くなっていけば、この分がふえていく可能性はございます。

以上でございます。

○議長（橋川宏彰君）

15番議員松尾勝利君。

○15番（松尾勝利君）

今の説明でわかりました。繰出金がこれだけのウェートを占めておりますので、市の一般財源をある程度、13.4%という額を占めておりますので、この分についても、決まった分はさっきおっしゃったように繰り出しをしていかなければいけないと思いますが、下水道工事にしても、今後負担がふえるということで、一般財源に占める割合もこれだけありますので、慎重にここら辺は財源的に見ていただいて、拠出をしていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（橋川宏彰君）

7番議員松本末治君。

○7番（松本末治君）

7番松本末治です。私は1つだけ、不納欠損についてお尋ねをいたします。

監査意見書5ページによりますと、不納欠損額が昨年と比べますと22,683,794円、かなりの減額につながった、不納額が少なくて済んだ。それからまた、収入未済額が同じように22,000千円減っておるわけですけど、まずこの不納欠損額の22,000千円、23年度は減ったという要因というか、こんなに3割近くも1年で変動があるのか。先ほど説明の中で、市民税の個人税、14,000千円ふえたというふうなことで、高額者が亡くなったけんというふうなこともあっていたように聞いております。ちょっとその辺とつながりまして、何か22,000千円という数字が大きいものですからですね、質問をいたしたいと思います。

○議長（橋川宏彰君）

大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

お答えします。

22,000千円の大幅な減ということですが、内容を御説明しますと、まず平成22年度の決算において、固定資産におきまして、大型の倒産が2社ほどありまして、それで大体50,000千円近くの不納欠損を出しております。そういった関係上、今年度がたまたま減ったような形になっておりますけれども、それを除けば、平成23年度におきましても、固定資産以外で、住民税のほうで死亡等により不納欠損に上がったものが20,000千円ほどありますので、そういったことで、たまたま22年度と比較して20,000千円ほどの減額というふうになっておるような状況です。

以上です。

○議長（橋川宏彰君）

7番議員松本末治君。

○7番（松本末治君）

今言われた大型倒産があったということ、昨年聞いたような記憶があります。全体では収入未済、766,000千円というのがありますけれど、この中で大体不納欠損になる可能性があるというのは、この市税の294,000千円というのが主体になるんじゃないかなと思いますけど、その中で、年次的にさっき言われましたように、昨年は大型倒産の分が不納欠損にちょうど該当したというか、そういうふうなことであったから23年よりも22,000千円多かったんだというふうなことだろうと思います。そしたら、この294,000千円のうち、皆さん方、課長初め本当に税金の徴収に日夜努力されていることには感謝を申し上げますけれど、どうしても不納欠損に回るという額があるかと思えますけれど、それはこの中の何割ぐらいということが大体わかっとですかね。

○議長（橋川宏彰君）

大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

お答えします。

率、何割というのは、なかなか把握できないところですが、この収入未済額を我々税務課職員と部課長で収納に回って、できるだけ時効で消滅不納欠損とかで落とさないように、その前の段階で納税者との折衝をして、財産調査なりして、預貯金の差し押さえ、それから給与の差し押さえ等を一生懸命やりながら、それでも生活困窮とかで、どうしても納税が困難であるという場合は、不納欠損で落とさざるを得ないということになりますけれども、そういった見きわめをする上でも、我々は納税者と地道に折衝をされていていっているところがございます。

以上です。

○議長（橋川宏彰君）

7番議員松本末治君。

○7番（松本末治君）

そしたら、もう1点、軽自動車税がここにあります。自動車税については、車が動けないような状態にするというのは、何かストッパーがあったんじゃないかなと思います。そういうふうなことまでされて、不納欠損、収入未済の1割近く、837千円というのが出ておりますけれど、その点、どういうふうな状況なのか、お尋ねいたします。

○議長（橋川宏彰君）

大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

お答えします。

議員おっしゃられるところの軽自動車をストップかけるというのは、タイヤロックということで、動産の差し押さえですけれども、これは今年度においては、まだ実施をしておりません。それよりも軽自動車の未納者に対して、地道に納税折衝をしていくと。それから、あとはほかの給与、それから預貯金、生命保険、そういったところで換価できやすいところを押さえて、税に充当するというような手続をとっております。

以上です。

○議長（橋川宏彰君）

7番議員松本末治君。

○7番（松本末治君）

本当に税務課の方、また部課長の方、税の徴収大変だと思います。ただ、いろいろ今、生活困窮でというふうなこと、何回も言われたと思います。どこの項目でもそういうふうな状況ですから、本当に悲惨な状態に陥るような、余りにも積極的に徴収をされたということがないような形で徴収をしていただくということをお願いして、終わりたいと思います。どうも御苦勞でございます。

○議長（橋川宏彰君）

ほかありませんか。14番議員松尾征子君。

申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合上、あらかじめこれを延長します。

○14番（松尾征子君）

延長と聞きましたので、非常に落ちついてくることができましたが、私は質問というよりも、また改めて審議があるわけで、きょうはそのときに審議ができやすいように、資料の提出のほうが多くなると思いますので、後で聞きに来んでよかごと書きとめておってください。

それではまず、箇条書き的に申し上げます。

まず、成果説明書の18ページです。総務費ですね。これにつきましては、私は一貫して職員の皆さん方の健康の問題では取り上げてきておりますが、ここにメンタルヘルス対策事業というのがあります。これで資料を出していただきたいというのは、23年度のいろんな形でのお休みになった職員の方ですね、身体的なこと、それから精神的なこと、いろいろあると思いますが、その辺の数字を出していただきたい。これは23年度だけでなく、できれば21年ぐらいから出していただければ幸いです。

次に、59ページです。これは保健事業、予防事業のことで数字が載っておりますが、ここに予防接種その他いろいろ取り組まれておりますが、本当に担当課の方一生懸命で、私がここで質問をしますが、私も何度言われてもなかなか行けないで怒られておる状況ですが、それはそれとしまして、ここで数字を見ますと、例えば、対象者数に対して非常に接種者数が、これは延べ人数になっておりますから、いろいろあると思いますが、例えば、極端なのを言いますと、日本脳炎なんか、4,310人が実際は1,340人だとか、それからインフルエンザは65

歳以上は8,230人に対して4,926人、約半分ぐらいですね。それからヒブワクチン、これは任意ということもありましょうが、1,380人に対して343人、小児用肺炎球菌ワクチンも1,380人で345人というような、非常に対象者に対して実際に取り組んだ人が少ないという状況ありますが、この要因は何であるのか。これは今お答えいただけますでしょうか。

○議長（橋川宏彰君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

それでは、お答えいたします。

BCG、ポリオ等、対象者に対してずっと接種者延べ人数が少ないと。これは、その年度内に打たなくてはいけないものと、それから少し時間があるものとございます。

例えば、BCGなんかはすぐ打っていただかないといけないので、こういうふうには315人に対して285人、本当は全員打っていただきたいのでございますが、やはりどうしてもこれは今の国の中では勧奨接種ということで、強制ではございません。親御さんがこれによってうちの子は何か起こったら嫌だとおっしゃられれば、接種が任意ですから——任意というか、勧奨はしますけれども接種しなくてもいいというふうになっております。

日本脳炎のほうにつきましては、今年度また復活いたしましたものですから、これから9歳、10歳ぐらいまでずっと続けていただくということになりますので、実際たくさん来られた場合には、全員打たれたら4,310でございますが、やはり年度をあけて、もうちょっと大きくなってからとかいうふうな感じで、この人数が減っているところでございます。

2種混合につきましては、これも期間が1年ぐらいしかございませんので、勧奨をしましてお願いをしているところでございます。

それと、65歳以上のインフルエンザにつきましては、これは任意でございまして、1,300円で受けていただくということになります。私どもといたしましては、ぜひたくさん受けてほしいというふうに思っているところでございますが、今のところ5割ちょっとということでございます。

それから、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチン、これにつきましては、まことに残念なことに、ことしの1月でございますね、死亡事例ということで、6例ほど出まして、実際にその因果関係はないというふうに言われておりますけれども、これにつきましては、ちょっとこの足を踏まれたのではないかというふうな分析をしているところでございます。

子宮頸がんにつきましては、接種率が90%近くいておりますので、年に2回打っていただきますので、こういった接種率になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋川宏彰君）

14番議員松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

今の御説明でしたら、空きの期間などもあるのでということですから、この数字の余り神経使わんでいいのかなという気がしますが、ちょっと気になるのは、インフルエンザの65歳以上ですね、これは料金払わなくちゃいけないわけでしょう。そういうところに対しての対応ですね、65歳以上といたら私もそうですが、本当に体力的にも弱ってくる時期ですし、それから今、きょうも盛んに生活が大変な状況だということになってはいますが、今後、これくらいはもっと進めるために、何らかの市のインフルエンザを無料にするとか、幾らかの補助金をさらに上積みするとか、そういう考えをしながら皆さんに対応するというようなお考えは全くございませんですか。

**○議長（橋川宏彰君）**

栗林保険健康課長。

**○保険健康課長（栗林雅彦君）**

私の考えといたしましては、ぜひこれはたくさん打っていただきたいなというふうに思っているわけでございます。バナナば100本食うよりかというお話、ちょっとしたと思いますけれども、これ1本打っていただければ、本当にほとんどのインフルエンザが防げるわけでございます。ですから、おっしゃられるとおり、もうちょっと補助をふやしたらどうかとか、こういったことで打ちやすくしたらどうかというふうなお話だったと思います。私どもといたしましては、なるべく打っていただきたいということでございますが、また周囲の均衡ですね、よその市町もやっております。ですから、よその市町との均衡を失しない形で、こういったことを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（橋川宏彰君）**

14番議員松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

今、1,300円で1本打っておけばいいということで、もし病気になったら、それこそ大変ですよね。しかし、現実的に1,000円どころか500円でも、わかっておっても、なかなかそのとき出せないというような、そして多いんですよ、今。だから、その辺考えていただいて、今じゃあこういうところまではやめておきます。時間があつたら、そのときにまたお話しということで、次に進みたいと思います。

次に、71ページ。

71ページの中に、鹿島市耕作放棄地再生利用緊急対策事業ということで、今回、ここでは古枝地区ですね、再生の作業がなされたということで報告がされておりますが、現実的に再生作業を実施して、そして具体的にこれが今どう生かされているのか、それだけのことをしてですね。その辺についてお答えください。

○議長（橋川宏彰君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

お答えいたします。

この再生作業実施後、現在タマネギを植えられております。

以上でございます。

○議長（橋川宏彰君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

有効にあと利用ができる体制がとれることが大事だと思いますので、タマネギを植えて、どれくらいの経済効果になったかまでは聞きませんが、これからもそういう形で取り組んで、耕作放棄地がいっぱいあるわけですからね、やっていけなくちゃいけないと思いますが、例えば、そういう取り組みをしたときに、具体的にはあとどういう形で農業を立て直していくかというのは、取り組まれた方の自分の判断なのか、それともそこまで行政として指導をしていくのか、あと経営が成り立っていくような、何をやっていったらいいかと。その辺までやるんですか。

○議長（橋川宏彰君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

この再生作業をした場所は、再生作業後5年間は耕作をしていただくようにしております。

以上です。

○議長（橋川宏彰君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

5年間を取り組んでいただくにしても、私が質問したのは、こういう事業をやったことで、今まで耕作放棄されていたというのは、やっていけないという事例もあったから耕作放棄、そこで何かをやっていければされたと思いますがね、もちろん高齢化とかのいろいろな問題もあるわけですがね、ただ、このようにして再生をした、そこのお手伝いをした。じゃあ、あと、今タマネギを植えられたということですが、そういうふうになにかをしてやったら、それなりの収益も上がっていきますよと、余分に上がらんにしても、今まで経営が何とかやっていますよという、そういう指導までなさるんですかと。例えば、具体的に農産物、こういうのがいいですよとか、こういうふうにしていったらいいですよとか、そこまでの指導をされるんですかと。ただ単にこういう土地改良だけにするのではなくて、具体的な農業経営に至ってまで御指導なさるんですかということ。

○議長（橋川宏彰君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

お答えいたします。

耕作放棄地再生事業につきましては、23年度だけの実績ではありません。何年前からこの事業が始まったか、ちょっと記憶が定かじゃありませんけれど、まず、継続して再生されたところで、さらに拡大されている方が、もともと耕作放棄地であった。そこを新しい人が入っていただいて、再生されて、継続されて、拡大されているという状況がございます。こちらから進んで指導という形はとりませんが、うちのほうに来ていただいたときには、いろいろとお話し合いをさせていただいているのが実情でございます。

以上です。

○議長（橋川宏彰君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それ以上はやめておきますが、せっかくそういう形になりますので、やっぱりその後の経営まで、ある程度援助できるような体制が私は必要ではないかなと思います。

次です。91ページ。

91ページは、緊急雇用創出基金事業ということで上げられております。これは何の審議のときでしたか、せっかく計画に上がり、予算に上がっていたけど、十分に使えなかったというような審議をしたことがあります。この23年度で、ここを見ますと「事業の新規展開・拡充を行うことで219人の雇用を創出した。（詳細については各担当課を参照）」ということで、各担当課を拾っていったらわかると思いますが、雇用創出基金事業を一つの表にして、すべて23年度分、それをまとめて出していただけますか。219人出たということですが、事業と予算と、果たしてそれを全部使っていたのかどうか。

ここに書いてあるのは、219人の雇用を創出したと。詳細については、各担当課を見てくださいと書いてあるわけですから、ここに載っている分だけじゃないわけでしょう。各担当課にまだずっと、これが全部ですか、ここに載っている分。では、お尋ねしますが、予定、これは実績なのか。まず予算、それから人数もあると思いますが、その比較が出ていないので、果たして当初予算のとおりやれたのかどうか、人数の照会にしてもね。その辺がちょっとわかりませんので、その辺の資料を後で出していただけますか。

○議長（橋川宏彰君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えをいたします。

この91ページの表は実績でございます。ですから、事業費と新規雇用人数も入っております。当初の計画との比較表は、つくって提出させていただきたいと思います。

○議長（橋川宏彰君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

次、107ページです。

土木費の中で市営住宅管理事業というのがありますね。今、鹿島市の市営住宅、もう大分古くなりまして、修理をしなくてはいけない部分がたくさんあります。例えば、私も驚きましたが、西峰団地では住めなかったと。何でかという、ネズミが出てきて、ゴキブリがやって、とにかくおられる状況じゃなかったということで、家を出られた方がありますし、それからいろんなところに修理をしなくちゃいけないような状況があるけど、なかなかやってもらえなかったというようなものもあります。じゃあ、ちゃんと要求をせんばというばってん、なかなか要求してくださいと言にくい状況もあるようです。それで、23年度で大きな改良とかはよく出てきますが、小さな工事、修理、そういうのがどれくらいあったのか。鹿島市全体の市営住宅の修理について、具体的な実績の資料を出してください。それは資料だけでいいです。今、要りません。

次に、108ページです。

住宅リフォーム助成制度のことで、ここに載っていますが、23年度の成果、ここでは件数と金額だけになっておりますが、どのような事業が一番多かったのか。そして、どれくらいの金額だったのか。それを資料として全部出させていただきたいと思います。

次に、決算書の74ページは、私が予算決算でいつも重視をしております同和予算の問題ですね。私は予算審議のときも申し上げました。やっぱりこれだけ大変な中で、財政運営に皆さんが努力をし、市民が協力をしながらやっている中で、同和予算、同和事業については全く手がつけられない状況の中で、少しでも改善をすることを私は訴えてきておりますが、23年度の事業で、例えば、大会の参加だとか、それからいろんな研修会の参加だとか、そういう実績、今までも言っておりますので、実績を詳しく出していただくことをお願いしたいと思います。

それから、次です。指定管理者との関係でお尋ねをしていきたいと思いますが、例えば、まず1ページ目に、これは余暇センターきたじまが載っていますので、このことでまずお尋ねをしますが、ここに市が委託したデイサービス事業がありますね。ここは大体1日25名の予定というんですかね、計画で取り組まれているということになっていると思いますが、この実績の計算をすればわかりますが、大体今日の実際の1日の利用者、これは毎日じゃないんですね、曜日が決まっていますが、実際の利用者はどれくらいになっているか、おわかりでしょうか。今おわかりでしたらお聞かせさせていただきたいし、おわかりでなければ、その

ときまでに、この数字を割ってもいいわけですけど、それでは本質的なのがわかりませんので、お尋ねをしたいです。わかりますか。もしそうでなければ、審議のときに結構です。

それと、なぜ私がこういうことを聞くかといいますと、「このごろほんに少のうなっとなしやあ、来る人の」て、参加する人が言っています。それで、どうしてだろうかねということいろいろお話をしますが、私も具体的にちょっと中に入っては調査をしておりませんが、やっぱりこれも利用料金の問題ですね。その辺もあると思いますので、実際どれくらいでなされていて、今、市が委託している分が何人ぐらい毎日利用されているのか。決まった分だけいかないと、これも大変だと思いますので、その辺について、次の審議のときに結構ですので、具体的にお示してください。

それから、次は、7ページ、8ページのところに勤労者福祉センター、これが載っています。そこでちょっと私、よくわからないのでお尋ねしますが、市が直接経費を出す分と委託したところが出す分がありますが、その中で、支出の中で委託したところで需用費としてここで569千円ほど上がっていますね。それと、鹿島市が直接する中でも、需用費として2,063,250円というのが上がっていますね。ここ下を見ますと、直接経費の中には、工事費だとか備品購入とかいろいろあるということが書かれておりますが、この分について、需用費の内訳がどうなっているのか。需用費ですから、もちろん修理もあるかもわかりませんが、光熱水費とかいろいろなのがあると思いますよね。だから、その需用費の内訳を出してください。どういうのに使われているかということですね。これはほかの指定管理者についても、そういうところが言われると思いますが、とりあえず一番最初のところにありますので、その点について資料を出してください。そのことをお願いしておきたいと思います。

次に、国保税の問題で、これも資料をお願いしたいと思いますが、全県の国保税の今の現状、それから収納状況、その辺について資料を出していただくことをお願いしたいと思います。

もう1点だけ、公共下水道の問題ですが、ここに書いてあるのを見ますと、普及率が28.95%ということになっておりますが、最近の取り組みの現状がどうなっているのか。いつかも申し上げたと思いますが、やっぱり公共下水道というのは、完全にすべてができ上がらないと、せつかく早くから取り組んでおっても、その成果というのは生まれてこないと思います。自分の周辺見ても、自分のところは周りは公共下水道になっているけど、借家が多いと。借家はなかなか公共下水道にしてもらえないで、自分たちの横の溝はヘドロいっぱいのが流れるとか、そういう現状あるわけですよ。だから、せつかくそういう形をしていても、なかなか進んでいかないという状況ですね。じゃあ供用開始はもう10年も、もっと前からできたのに、できない原因がどこにあるのか、その辺について、今お答えいただければお答えください。

○議長（橋川宏彰君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

松尾議員の質問にお答えを申し上げます。

質問の内容は、公共下水道の水洗化がなかなか進まない理由は何かということでございますけれども、今、平成6年から既に18年を経過いたしております。確かに当初では特に今残っていますのが、高津原地区とか北鹿島地区のあたりが結構残っております。1つは、やはりどうしても高齢化世帯で1人とか、お2人とかという高齢者の方が住んでいらっしゃる場合とか、そういう場合は、例えば、もう何年かしたら息子のところに行くとかような理由もありまして、あとは結構家が古いところが多いものでございますから、やはり結構な改良費等も伴うということで、そのあたりが今のところ、水洗化にしていまいますと、やはり水洗化できないような大きな理由かなとは思っております。

以上でございます。

○議長（橋川宏彰君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

以前も特に北鹿島を進めるときなんか、非常に敷地が広いということで、宅地になっているから云々ということで、じゃあそこは何とかできないかといって、いろいろ議論したことありますよね。前市政のころですね、売れたら高う売るっやろうもんというようなことまで出ましたが、そういう問題じゃないわけですね。やっぱりせつかくこういう状況ですから、その辺の対応がしやすいようなことをもう考えていかんといかんのじゃないかと思えますよね。高津原だって広い土地の持ち主の方なんか、なかなか大変ですよ、その面積でかかってくるわけですね。

それから、もう1つは借家ですね。今、借家になっている分は割と進んでいるんじゃないかと思えます。そこは指導されていますか。今、貸家をつくっていらっしゃるところは、公共下水道にせんといかんというような、何かそういう指導せんといかんで、そこまで強行かどうかは別としても、御指導なさっていますか。

○議長（橋川宏彰君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

松尾議員の質問にお答えを申し上げます。

貸家の場合はアパートだと思いますけれども、これにつきましても、工事をいたしまして、供用開始ができるようになりますと、やはりそういう方にも早く水洗化をお願いしたいということで、文書とか、あとは地元説明会あたりでは説明をいたしまして、済んだ後もそういうことで一応お願いをいたしております。

それから、1回目の質問の件でございますけれども、公共下水道の場合は負担金というものもございます。これは1つには、今現在で申し上げますと、土地の面積に対して440円/m<sup>2</sup>をお願いしております。これにつきましては、結構皆さん方の御理解を得まして納入してもらっておりますけれども、今度は水洗化の場合には、やはり水洗化の費用がかかるものでございますから、先ほど申しましたように、やはり広いおうちとかになりますと、それなりに水洗化の費用も高つくつとということで、そのあたりがちょっと経済的には厳しいという方が多いということでございます。

以上です。

○議長（橋川宏彰君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今の経済状況の中では、本当大変だと思いますよ。ただ、心配するのは、もう既に消費税の10%が決まっていますよね。すぐじゃないですかね。こうなってきたら、また大変ですよ。本当、大きな金出すときの今の5%だって大変ですよ。また10%になってくるとしたら、もっと大変なんですよ。ですから、やっぱりその辺について、皆さんが取り組みやすいような対応をそのときの情勢によっては考えていかんといかんときがあるんじゃないかなと思いますよね。その辺について、なるだけ進めていくような形で、これからまた、今までのような考えは置いて、より進めるような形で頭を痛めていただきたいと思います。そのことをお願いして、終わりたいと思います。

それから、要求しました資料は少し早目に出してください。よろしく申し上げます。

○議長（橋川宏彰君）

質疑はこの程度にとどめ、お諮りいたします。ただいまの審議中の議案第51号から議案第56号までの決算認定関係6議案については、委員会条例第6条の規定により、13名の委員をもって構成する決算審査特別委員会に一括付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋川宏彰君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第51号から議案第56号までの6議案については、13名の委員をもって構成する決算審査特別委員会に一括付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、中村一堯君、稲富雅和君、勝屋弘貞君、竹下勇君、角田一美君、伊東茂君、松本末治君、光武学君、福井正君、水頭喜弘君、橋爪敏君、中西裕司君、松尾征子君、以上13名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋川宏彰君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました13名を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

ここで決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩します。

午後5時21分 休憩

午後5時32分 再開

○議長（橋川宏彰君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に橋爪敏君、副委員長に福井正君、以上のおり決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。お疲れさまでした。

午後5時32分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 中西裕司

鹿島市議会議長 橋川宏彰

会議録署名議員 7番 松尾勝利

同 上 8番 松本末治

同 上 9番 光武学